

物流・産業拠点の形成に向けて



総理への要望

日本の国際競争力強化に向けて、東アジアのライバル空港との熾烈な空港間競争を勝ち抜くためには、成田空港を核とした物流・産業拠点の形成等に国家プロジェクトとして取り組む必要があります。

そのため、令和6年7月、岸田総理（当時）に対し、千葉県・空港周辺9市町連名で、要望活動を実施しました。

総理からは「国家プロジェクトとして成田空港を核とした国際航空物流拠点としての機能強化が図られるよう特に特区の活用を含め、しっかりと対応を行っていきたい。」との発言をいただき、特区の指定に向けて大きく前進しました。

要望項目

- (1) 国際線ネットワークの充実・強化
- (2) 道路・鉄道アクセスの充実・強化
- (3) 物流・産業機能の集積等へ向けた国家戦略特区の活用
- (4) 人材の確保・育成
- (5) 産業用地の整備・開発等の迅速化
- (6) 農林水産物・食品の輸出機能の強化

国家戦略特区

国家戦略特区とは、世界で一番ビジネスをしやすい環境をつくることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和を行う制度です。全国で16区域のみ指定されており、千葉県は、令和7年7月に全県域が国家戦略特区（東京圏国家戦略特区の一部）に指定されました。

国家戦略特区でできること…

規制緩和の特例をつくる	新たなビジネスを実現するうえで、障壁となっているルールがある場合、新たな特例を提案できます。特例措置が実現すれば、特区のエリア内で活用可能となります。
規制緩和の特例をつかう	自治体や事業者が、利用したいメニューを選んで活用できます。現在、都市再生や創業、外国人材や医療など60以上のメニューがあります。
税制支援の特例を受ける	特例措置を活用している事業者（分野等の制限があります。）が、設備投資や所得控除、エンジェル税制などの税制支援や、利子補給金の支給を受けることができます。

御相談は
こちらから

規制緩和・国家戦略特区に関するワンストップ窓口
043-223-2216
tokku-onestop@mz.pref.chiba.lg.jp



地域未来投資促進法に基づく支援制度

都道府県・市町村が策定した「産業集積を図るエリア」や「集積を目指す産業」などを定める基本計画に基づき投資を行う事業者は、法人税の特例（特別償却又は税額控除）や農地転用等の手続きの配慮などの支援メニューを活用することができます。

成田新産業特別促進区域基本計画では、空港周辺9市町[※]において、空港の特徴や強みを生かせる6分野の集積を目指しています。

[※]成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町

基本計画



主な支援メニュー

課税の特例措置（地域未来投資促進税制）		
対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5～6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

[※]先進性等の国の確認を受ける必要があります。
[※]税制概要や上乗せ要件などについては、経済産業省ホームページをご確認ください。

農地転用等の手続きの配慮

都道府県・市町村と調整して所定の手続き（基本計画に重点促進区域を設定、市町村が土地利用調整計画を策定）を経た上で、地域経済牽引事業計画の承認を受けることで、事業実施場所が農用地区域（農振法）や第一種農地（農地法）に当たる場合であっても、農地転用が可能となります。

[※]別途、農地関係手続の配慮を受ける条件を満たす必要があります。
[※]制度概要やその他の配慮等については、経済産業省ホームページをご確認ください。

支援メニューの詳細はこちらから

主な支援メニュー

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5～6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

産業集積を図るエリア

（成田空港周辺9市町）



集積を目指す産業



千葉県立地企業補助金制度

新規立地に対する補助

補助メニュー	補助対象	補助内容	補助限度額
所有型	本社立地	本社	● 建物に係る不動産取得税相当額 ● 債却資産に係る固定資産税相当額
	大規模投資企業立地 ※投下固定資産額500億円以上	製造業の工場又はその他県の産業振興施策に合致するものとして知事が特に認める施設	● 建物に係る不動産取得税相当額 ● 債却資産に係る固定資産税相当額 ※県経済けん引地域 ¹ における成長産業分野 ³ の立地については、上記に加えて、以下も補助
	研究所立地	自然科学研究所	● 土地に係る不動産取得税相当額 ● 法人県民税相当額 ● 法人事業税相当額
	工場立地	製造業の工場	● 自動車税環境性能割相当額 ● 自動車税種別割相当額
賃借型	がんばる市町村連携	流通加工施設（市町村から企業立地に係る助成を受ける施設） ※特定振興地域 ² は、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象	建物に係る不動産取得税相当額
賃借型	企業立地	● 県内に新たに設置する本社、自然科学研究所又はその他事業所 ● インキュベーション施設等 ⁴ の利用契約終了後に、県内に新たに設置する本社、自然科学研究所又はその他事業所 ※本社は県内に本店登記を置くものに限る	建物賃借料の2分の1（12か月分）

雇用創出に対する補助

補助メニュー	補助対象	補助内容	補助限度額
雇用創出支援	本社、製造業の工場、自然科学研究所又は流通加工施設 ※特定振興地域 ² は、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象 ※新規立地に対する補助との併用可能（所有型、賃借型どちらでも可）	● 正規雇用者5万円／人 ● 高度人材30万円／人加算	1億円
千葉ウェルカム加算	新規立地の補助を受ける企業 ※県内移転は除く	福利厚生充実の一環として、事業従事者の県内における観光や消費を促進する取組を行う際の経費 ※事業従事者一人当たり上限1万円	1,000万円

1. 県経済けん引地域

成田空港周辺地域（成田空港周辺9市町） 東京湾アクアライン着岸地周辺地域・かずさアカデミアパーク 北千葉道路周辺地域 柏の葉エリア 幕張新都心エリア

2. 特定振興地域

銚子市 館山市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 八街市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 陸沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鎌ヶ谷町

3. 成長産業分野

デジタル関連分野 エネルギー・環境関連分野 バイオ関連分野 マテリアル関連分野

4. インキュベーション施設等

東葛テクノプラザ かずさインキュベーションセンター 東大柏ベンチャープラザ 千葉大亥鼻イノベーションプラザ ベンチャープラザ船橋

補助要件等の詳細はこちらから

